

平成28年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成28年11月7日（月）

午前11時から正午まで

場所：南三陸町役場2階

中会議室

出席者

審査会	会長	佐藤 徳 憲
	委員（会長職務代理者）	加茂川 融
	委員	及川 透
	委員	東 忠 宏
		（欠席 工藤 真 弓 委員）

南三陸町（庶務担当課）

総務課長	三浦 清 隆
総務課課長補佐	大森 隆 市
総務課主幹	
兼総務法令係長	岩淵 武 久
総務課主事	武内 那 菜

南三陸町（審議案件担当課）

企画課長	阿部 俊 光
企画課企画情報係長	小野 寛 和
企画課主事	松本 裕 生

日程

審議第1号 オンライン結合による個人情報の提供について（平成28年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会からの継続審議案件）

その他

会議の記録

午前11時 開会

## 事務局（三浦総務課長）

ただ今より、平成28年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会といたします。

審査会条例の第5条第1項によりまして、この会議につきましては会長の議長により進行いただきます。

佐藤会長、よろしく申し上げます。

## 佐藤会長

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第5条第2項におきまして、審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない旨が定められております。本日の会議には、工藤委員が欠席となっておりますが、5名の委員のうち4名に御出席いただいておりますので、この会議は成立いたしておりますことを御確認ください。

次に、会議録署名委員を指名いたします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第7条によりまして、庶務をして調製の上、会長とその指名する委員1名が署名することとされております。

本日の会議録署名委員につきましては、加茂川委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、前回の会議から継続審議となっております審議第1号、オンライン結合による個人情報の提供についてとなります。

事務局からの説明を求めます。

## 事務局（岩淵）

それでは、前回から継続して御審議いただいております審議第1号、オンライン結合による個人情報の提供に関しまして、本日お配りの資料の内容について、庶務担当から御説明を申し上げます。

本日、委員皆様のお手元にお配りをしております資料の、まず1ページ目を御覧ください。

1ページ目の内容となりますが、審議第1号につきましては、第1回の会議後におきまして、各委員から御質問などを承り、諮問実施機関である町長に対し、各事項の回答、資料の提供について、10月25日付けで審査会として要求した、その文書の写しとなっております。

各委員からいただいた御質問などの内容につきましては、資料2ページ目

に記載のとおりであります。

次に、資料の3ページ目からとなりますが、3ページ目以降につきましては、10月31日付けで町長からなされた回答、並びに提出のあった資料となっております。

以上、庶務側からといたしまして、お配りしております参考資料の内容についての御説明となります。

#### **佐藤会長**

本日の審議に係る事務局の説明が終わりました。

本日の会議には、審査会条例第6条第5項の規定により、諮問実施機関から説明を求めることとして、関係職員に出席をいただいています。

まず、参考資料として配布の内容について、諮問実施機関側から補足説明などがあればお願いします。

#### **諮問実施機関説明員（阿部企画課長）**

企画課長の阿部でございます。第1回審査会の際につきましては、他の公務との関係から欠席をいたしました。

当課所管の諮問案件の御審議ということで、改めましてよろしくお願いを申し上げます。

前回以降、審査会から御質問、御意見等をいただきました点につきまして、回答などを取りまとめいたしましたことから、担当から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

#### **佐藤会長**

それでは、説明をお願いします。

#### **諮問実施機関説明員（小野）**

企画課企画情報係長の小野です。よろしくお願いいたします。

まず資料2ページの1、個人情報の取扱いに関する契約書等の内容についていただいた御質問でございますが、コンビニ交付業務に係る地方公共団体情報システム機構、J-LISと本町との間で締結する契約書等の案文としまして、資料の7ページ目からとなります。南三陸町証明書等自動交付事務委託契約書及び南三陸町証明書等自動交付事務の運営管理に係る協定書、それぞれの案文を提出させていただいております。

契約書案では、個人情報の取扱いに関しまして、第6条秘密の保持、第7条交付情報等の保管及び伝送、第8条資料の廃棄のほか、第9条に規定する個人情報の取扱いを別紙2として別に規定しております。また、仕様書には、

第10条証明書等の置き忘れ時の対応、第12条事故発生時の対応、第15条証明書データの消去処理を盛り込みまして、個人情報保護に対応する各種規定を設けております。また、交付事務に携わる末端のコンビニ店舗に対するJ-LISの管理体制等も明文化しております。

その案文の中に、コンビニ交付利用者の実績、年齢等の構成、事故事例の把握、その対処が盛り込まれているかという点につきましては、コンビニ交付利用者の実績、年齢構成等は当町のシステムにおいて確認できますことから、特段規定を設けてはございません。事故事例の把握、対処等につきましては、契約書の案文へ規定を盛り込んでおりますし、コンビニ交付サービスに関しましては全国規模の取組でありますことから、障害発生時の市町村、J-LIS、コンビニ事業者、コンビニ店舗、これらそれぞれの詳細な対処方法が全国一律の基準により取り決められておりますので、当該契約書案で対応可能と考えております。

次に、資料2ページ目に戻っていただきまして、2点目、コンビニ交付を利用する住民等の数的な見込みについてでございますが、資料の4ページにありますとおり、先月、10月21日現在において、本町でのマイナンバーカード取得者は785人となっております。そのうち、どれだけの方がコンビニ交付サービスを利用するかといったことにつきましては、マイナンバーカードはICチップの使用により、行政手続に必要な電子証明や今回のコンビニ交付サービスのほか、印鑑登録証や図書館カードなど自治体独自の利用方法や民間サービスの利用として商店街などのポイントカードとしても利用できるような仕組みとなっております。しかしながら、この付加サービスの導入はそれほど進んでいない状況にありまして、国が利活用の普及を促している段階となっております。

したがって、現段階では、基本的な行政手続上での電子証明とコンビニ交付サービスの利用を目的としてマイナンバーカードを取得しているものと推測しておりますが、マイナンバーカードは本人が使用することを原則としておりますので、下記として記載しておりますマイナンバーカード交付実績一覧の年代別で見ますと、機器の操作ができるかといったことや生活する上で各種証明書を必要とするケースの割合などを考慮しますと、0歳から9歳や90歳以上は見込んでおらず、70歳代でも3割程度の見込みとしております。しかしながら、先ほども御説明を申し上げましたとおり、マイナンバーカードに対する付加サービスの導入が今後進められることによりまして、それに比例してマイナンバーカードの普及も進んでいくものと考えております。

続きまして2ページの3、導入等に要する経費及びその財源につきましては、5ページ目をお開き願います。中段からとなりますが、導入費用等につ

いて表の形で記載しております。その財源につきましては、イニシャルコストに対して2分の1、ランニングコストに対して3年間の期限付きで2分の1が、国からの特別交付税措置を受けることとなっております、その残りを町の一般財源で賄うこととなります。

最後に、コンビニ交付サービスに係る手数料設定の考え方についてであります。当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定めることを基本としまして、さらには近隣市町村の設定状況も勘案して設定しております。算定に関しましては、特定の者の利益、住民が享受する利益であります。窓口交付、コンビニ交付いずれにおいても同様であり、かつ、利益が皆無に等しいことから、単に交付に要する経費から算出すべきと考え設定しております。前段で御説明させていただきました導入等に要する経費から試算しました結果として、証明書1件の発行に係る経費が160円前後と推計いたしました。当町では、今は全国各地から派遣職員の支援をいただいておりますので、十分とは言えないまでも職員の数が充足している状況にありますが、今後はプロパー職員だけで行政サービスを提供していかなければなりません。しかしながら、派遣職員がいなくなったとき、現状の窓口対応職員を維持することは難しいと考えておりますので、今後は、より一層の行政改革を推進していかなければなりません。そのためにも、コンビニ交付サービスへの移行を図るため、利用者が料金を支払いやすいように端数をなくし、窓口での発行よりも安価な手数料となるよう、1通につき150円と設定いたしました。

説明としましては、以上でございます。

### 佐藤会長

諮問実施機関による補足説明が終わりました。

前回からの各委員確認事項ということで、大きく3点と思いますが、説明のあった事項、また、各委員からの御質問事項などに関し、確認などありましたら、御発言をお願いします。

回答を本日いただいたということで、各委員それぞれお考えをまとめるといったこともあるかと思っておりますので、ここで暫時休憩といたします。

御確認や御質問などありましたら、休憩間でもかまいませんので、お願いをいたします。

### 佐藤会長

再開します。

この諮問案件に対する今後の手続等について、事務局からお願いします。

## 事務局（岩淵）

審議第1号につきましては、前回の第1回会議に付議されまして、その第1回会議以降におきましては、各委員から御質問等をいただき、その御質問等に対し、本日諮問実施機関側であります企画課から回答等がなされました。

今後の手続といった部分となりますが、可能でありましたら、これまでの審議内容、休憩間における質疑応答も踏まえさせていただきまして、事務局庶務側として、答申の案を作成させていただければと考えております。その案を作成しました後には、委員の皆様にお示しをし、御意見をいただきたいと考えております。

そうした手続を経まして、その答申案について了となりました場合には、御了解をいただけます場合は会長の決裁により実際の答申といったことで予定いたしたいと考えております。そうしたことにつきまして、審査会として御了解をいただければと考えております。

（異議ない旨の声あり）

## 佐藤会長

それでは、審議第1号については、今後、事務局から説明のあった対応により手続を進めるということをお願いします。

企画課の方々には、お疲れ様でした。ありがとうございました。

-----  
（ 説明員（町企画課職員3名）退室 ）  
-----

## 佐藤会長

次第の3番、その他となりますが、委員の皆様からありましたらお願いします。

## 東委員

よろしいでしょうか。

答申の案を作る際に参考としていただきたいのですが、公益上の必要性といったことについて、住民の利便性が向上する種々の証明書が迅速かつ簡易に交付されるといったことにより権利関係の証明といったことにも効果があると考えますので、参考にと 생각합니다。

## 佐藤会長

各委員、他にありましたら、お願いします。

なければ、事務局からありましたら、お願いします。

## 事務局（岩淵）

その他となりますが、現在、企画課所管案件の御審議をいただいているところではありますが、今後、実施機関としては同じく町長となりますが、町民税務課が所管する事務におきましても諮問を要する案件が生じる予定、そういった事務担当者レベルによるあらかじめの相談等もなされております。

そのため、場合によりましては、年明けとなりますが、新たな審議案件が生じるといったことも予定され得ますので、あらかじめ御了解をお願いしたいと思います。

## 佐藤会長

それでは、本日の会議については、終了といたします。

以上をもちまして、平成28年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を閉会とします。御苦労様でした。

正午 閉会

## 休憩間における質疑応答の要旨

意見 提示のあった契約書等の案を見た限り、懸念される事項等は解決されると考  
える。

質問 このオンライン結合は、町としてやることを決定したのか。事務の進捗はど  
の程度か。

↓

回答 条例の改正には着手している現状にあるが、その施行は当然に留保している。  
審査会の意見として、懸念される事項、解決すべき課題等が示された場合に  
は、当然にそれらを解決した後の結合となる。答申を十分に尊重した上で判断  
するものであり、問題が存在するとすれば、それらを解決した上で、改めての  
諮問といったこともあり得る。

質問 コンビニの店員等に対する守秘義務といったことはどういった整理をしてい  
るか。

また、コンビニの店員等のかかわりといったものは、どの程度になるのか。

↓

回答 契約書案に添付の「コンビニ事業者等におけるセキュリティについて」に記  
載のとおり、不正行為といったものについてはフランチャイズ契約あるいは就  
業規則により禁止することを求めている。

コンビニ店員等がかかわる範囲は、基本的には端末機の管理程度となるが、  
例えば証明書の置き忘れといった事案への対応としては、遺失物としての警察  
への届出といったことも予定されるものであり、その具体については委託仕様  
書において示している。

以上